

平成26年度補正予算

一般会計

国民健康保険特別会計
簡易水道事業特別会計

介護保険特別会計（保険事業勘定）
公共下水道事業特別会計
後期高齢者医療特別会計

1	3	3	8	7	7	万円減額
1	6	6	2	7	0	万円増額
4	0	万円減額				

平成26年度一般会計、および5つの特別会計補正予算は、総額で10万9千円を減額するもので、すべての会計において原案のとおり可決されました。

一般会計 主な質疑

市長選挙費

問 職員人件費減額の理由は。

総務部長 自書式投票用紙読み取り分類機のトラブルなどを想定し、5時間分の時間外手当を計上していたが、2時間分のみの執行となつた。



社会保障・税番号制度対応事業費

問 6月補正に続き2度の補正の理由は。

企画政策課長 当初は、市町村独自で中間サークルを設置する形であったが、国が方針を変え、共同化する形となつたため。

生活困窮者自立支援事業費

問 工事の内容は。

福祉部長 甚目寺庁舎1階の会議室を相談窓口用のローカウンターにする工事と、事務室内にパーティションで区切られた相談室を設置する工事など。

児童クラブ費

問 アコードオンカーテンで仕切って2つのクラブにするのは、騒音などの問題があるので。

子育て支援課長

2つのクラブが同じ時間帯に極力同じプログラムを行うようにする。

問 地権者は何人か。土木課長 全員で7人。1人は平成25年度に契約済みである。

坂牧東交差点改良費

問 現在の状況は。

建設産業部長 県が行う事業に合わせ、交差する

問 何年までの事業か。
土木課長 平成26年度から平成30年度までの5年事業である。

(4ページにつづく)

橋梁長寿命化 改良費

問 事業の内容は。

土木課長 平成24年度に
点検した19橋のうち、県
が架け替える2橋と今年
度改修する2橋以外の15
橋の修繕工事のための詳
細設計を行う。

討論要旨

採決結果



◎議員報酬条例

与条例

■改正の概要

一般職の国家公務員に準じて改正されている。さらに、近隣市においても同様の改正案が提出されおり、均衡の観点からも必要があると判断した。

◆職員給与条例

■改正の概要

人事院勧告に基づく国
家公務員の給与制度の改
正に伴い、地方公務員の
給与決定原則である「均
衡の原則」にのつとり、
関係規定を改正する。

主な質疑

問 教育長の任期は、いつまでですか。

主な質疑

当は、別の条例で「常勤特別職の例による」と規定されている)の期末手当の支給月数を、1・4・7・5月から1・6・7・5月に引き上げる。

問 特別職報酬等審議会に諮問すべきではないか。

企画財政部長 議員報酬
および特別職の給料の額
は、報酬審議会の意見を
聞くこととなつている
が、期末手当の支給割合
は審議の対象となつてい
ない。

・自動車などの使用者の通勤手当を使用距離の区分に応じ、引き上げる。
・12ヶ月期の勤勉手当の支給月数を0・6・7・5月から0・8・2・5月に引き上げる。

主な質疑

問 改正の必然性は

企画財政部長 これまで
も一般職に準じて改正し
てきた。また、国会議員
の期末手当は、人事院勅
告に基づいて改正される

採決結果

賛成多数により、原案のとおり可決。

正改条例

条例改正

主な質疑

(4ページからつづく)

問 55歳を超える職員で、給料の減額支給の適用を受けるものの勤勉手当はどうなるのか。

企画財政部長 支給月数が引き上げられるので、勤勉手当は増額になる。

を調査把握する体制になつてない。そのため、民間準拠を基本としている人事院勧告に従い、社会一般の情勢に適応した適正な給与改正を実施していきたい。

問 人事院勧告のベースは、事業所規模50人以上であるが、あま市の中に50人以上の事業所は何社あるのか。

人事秘書課長 12月2日現在、市内の法人事業所2017社のうち、50人以上の事業所は51社である。



採決結果
全員賛成により、原案のとおり可決。



児童クラブが新設される秋竹小学校

◇放課後児童健全育成事業実施条例

■改正の概要

- ・児童クラブを新・増設し、8クラブ増の21クラブとする。

- ・児童クラブの対象を「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に拡充する。
- ・保護者が介護を行つている場合も事業の対象とする。

(6ページからつづく)

平成27年3月31日まで		平成27年4月1日から
七宝児童クラブ（七宝小学校内）	⇒	七宝第1児童クラブ 七宝第2児童クラブ
宝児童クラブ（宝小学校内）		宝児童クラブ
伊福児童クラブ（伊福小学校内）	⇒	伊福第1児童クラブ 伊福第2児童クラブ
未設置（秋竹小学校）	⇒	秋竹児童クラブ（秋竹小学校内）【新設】
美和北部児童クラブ（正則小学校内）		美和北部児童クラブ
美和南部児童クラブ（篠田防災コミュニティセンター内）	⇒	美和南部第1児童クラブ 美和南部第2児童クラブ
美和東部児童クラブ（美和児童館内）	⇒	美和東部第1児童クラブ 美和東部第2児童クラブ
美和児童クラブ（美和情報ふれあいセンター内）	⇒	美和第1児童クラブ 美和第2児童クラブ
甚目寺中央児童クラブ（甚目寺中央児童館内）	⇒	甚目寺中央第1児童クラブ 甚目寺中央第2児童クラブ
甚目寺小児童クラブ（甚目寺小学校内）	⇒	甚目寺小第1児童クラブ 甚目寺小第2児童クラブ
甚目寺南児童クラブ（甚目寺南児童館内）		甚目寺南児童クラブ
甚目寺南小児童クラブ（甚目寺南小学校内）		甚目寺南小児童クラブ
甚目寺北児童クラブ（甚目寺北児童館内）		甚目寺北児童クラブ
甚目寺西児童クラブ（甚目寺西児童館内）		甚目寺西児童クラブ

主な質疑

問 対象が拡充されることで、定員はどうなるのか。

福祉部長 現在の定員は600人であるが、790人とする。

問 待機児童は発生しないのか。

子育て支援課長 アンケートの結果によると、平成27年度には待機児童が出る予定であるが、平成31年度までには解消を図る計画である。

問 1つのクラブを2つに分けることで、友達関係に問題が出るなど、運営上支障はないのか。

子育て支援課長 定員の関係で2つに分けるが、同じ学校内で、教室は隣同士があるので、今までどおり行えると考えている。

集している。6年生までが対象になるということとで、小学校教諭の免許を持つていても含めて、職員の配置を考えている。

◇消防団員等公務災害補償条例

■改正の概要

児童扶養手当法の改正により、本条例の引用条項を改正する。

採決結果

全員賛成により、原案のとおり可決。



ポンプ操作を行なう消防団員

採決結果

全員賛成により、原案のとおり可決。



視察報告

厚生委員会

○視察日 平成26年10月27日（月）
○視察先 三重県松阪市役所

手話の普及に向けた市の責務や理念を定めた条例を全国で4例目に制定した松阪市を視察しました。

松阪市は、条例制定後、福祉部がいあゆみ課に手話推進マネージャーを置き、聴覚障がい者1人を職員として採用、さらに非常勤の手話通訳者を雇い、3人体制で手話の普及に努めています。



また、手話の市民教室、出前講座、職員への講習会、手話施策推進協議会などさまざまな事業を実施してきました。

課題もありますが、聴覚障がい者1人を採用したことが非常に効果が大きく、順調に市民の認識も高まっているという報告がありました。

あま市にとっても大いに参考になる内容でした。